



宮 崎 県 公 報

令 和 2 年 6 月 8 日 (月 曜 日) 第 112 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………(“) 1	
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2	
公 告	
○地図及び簿冊の認証(6件)……………(農村計画課) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出(7件)……………(農村整備課) 3	
○土地改良区の定款変更の認可(5件)……………(“) 7	
正 誤	
○令和2年5月18日付け県公報(第106号)中……………7	

告 示

宮崎県告示第 457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字平708番40地先から同郡同村同大字同字708番40地先まで	旧	12.6～15.7	30.5
				新	21.3～27.6	30.5

宮崎県告示第 458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字上野4394番1地	旧	44.2～49.0	16.8

			先から同市同大字同字4394番1地先まで	新	51.2～56.1	16.8
--	--	--	----------------------	---	-----------	------

宮崎県告示第 459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字上野4394番1地先から同市同大字同字4394番1地先まで	令和2年6月8日

宮崎県告示第 460号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和2年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字平708番

	40地先から同郡同村同大字同字 708番 40地先まで
--	--------------------------------

- 2 制限の対象とする占有物件
新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
- 3 占有を制限する理由
緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占有の制限の開始の期日
令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県告示第 461号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 芳土元村 2 地区
 - (1) 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 17 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 17 号を結んだ線により囲まれた土地の区域
 - (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市大字芳土字釘坪1166番
2	” ” 字祝田1332番 1
3	” ” ” 1332番 1
4	” ” ” 1332番 1
5	” ” ” 1332番 1
6	” ” ” 1332番 1
7	” ” ” 1332番 口
8	” ” ” 1332番 1
9	” ” ” 1332番 4
10	” ” ” 1332番 口
11	” ” ” 1334番 口
12	” ” ” 1330番 口
13	” ” ” 1332番 4
14	” ” ” 1321番 1
15	” ” ” 1332番 1
16	” ” ” 1332番 1
17	” ” ” 1332番 1

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間

平成29年11月 1 日から令和 2 年 2 月 21 日

- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字酒谷の一部
- 4 認証年月日
令和 2 年 5 月 28 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年11月 1 日から令和 2 年 2 月 21 日

- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字富士の一部
- 4 認証年月日
令和 2 年 5 月 28 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年11月 1 日から令和 2 年 2 月 21 日

- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字風田の一部
- 4 認証年月日
令和 2 年 5 月 28 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
綾町
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年11月 1 日から令和 2 年 2 月 10 日

- 3 地籍調査を行った地域
綾町大字入野及び北俣の一部
- 4 認証年月日
令和 2 年 5 月 28 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成30年 6 月 1 日から令和元年11月29日
- 3 地籍調査を行った地域

小林市北西方の一部

4 認証年月日

令和 2 年 5 月 28 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成30年 7 月 1 日から令和 2 年 2 月 12 日

3 地籍調査を行った地域

延岡市川島町の一部

4 認証年月日

令和 2 年 5 月 28 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中已 255番地 2
理 事	甲 斐 一 太 郎	延岡市北方町早中已 934番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中已 271番地
理 事	甲 斐 辰 之 輔	延岡市北方町早中已 538番地
理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已1087番地
監 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中已 435番地
監 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689番地

（任期：令和 4 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 一 太 郎	延岡市北方町早中已 934番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中已 255番地 2
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893番地
理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已1087番地

理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中已 271番地
理 事	甲 斐 辰 之 輔	延岡市北方町早中已 538番地
監 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中已 435番地
監 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	北諸県郡三股町大字長田2980番地 1
理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地
理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	新 納 長 次 郎	北諸県郡三股町大字長田2914番地
理 事	財 部 正 次	北諸県郡三股町大字長田3310番地
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地 1
監 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 光	北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3

（任期：令和 4 年 4 月 20 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	北諸県郡三股町大字長田2980番地 1
理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地

理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	新 納 長次郎	北諸県郡三股町大字長田2914番地
理 事	財 部 正 次	北諸県郡三股町大字長田3310番地
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地 1
監 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 光	北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	里 岡 卓	小林市東方3224番地
理 事	木切倉 正 弘	小林市水流迫1073番地35
理 事	下久保 隆	小林市東方5764番地 4
理 事	高 佐 昇	小林市東方2314番地
理 事	谷之木 保 幸	小林市東方2051番地 6
理 事	下り藤 久美子	小林市東方 444番地
理 事	上 原 章	小林市東方2084番地
理 事	赤 木 平 作	小林市東方3201番地 7
理 事	鷗 野 誠	小林市東方 688番地 1
理 事	湯之前 勝	小林市東方 692番地 3
監 事	谷之木 信 弘	小林市東方2034番地 4

監 事	細 田 典 秀	小林市東方71番地19
-----	---------	-------------

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	檜 木 次 雄	小林市真方5437番地
理 事	細 田 典 秀	小林市東方71番地19
理 事	高 妻 早一郎	小林市東方3209番地
理 事	内木場 強	小林市東方3442番地
理 事	榎 窪 徳 人	小林市東方2877番地 1
理 事	上 野 孝	小林市東方2771番地12
理 事	谷之木 信 弘	小林市東方2034番地 4
理 事	中ノ神 昭	小林市東方 475番地
理 事	鷗 野 光 博	小林市東方 488番地13
理 事	森 岡 辰 夫	小林市東方 659番地 3
監 事	下 薗 民 男	小林市東方 484番地 1
監 事	遊 木 和 敏	小林市東方 685番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地 2
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
理 事	今 西 純 良	西諸県郡高原町大字広原4383番地 2
理 事	勝 目 健 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田7898番地 104

理 事	永 野 昭 浩	西諸県郡高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	村 内 忠 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田3510番地
理 事	鳥 集 公 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田3299番地1
監 事	宇 都 義 暁	西諸県郡高原町大字蒲牟田4975番地1
監 事	真 方 実喜男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7304番地

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地2
理 事	田 口 耕 司	西諸県郡高原町大字西麓 248番地38
理 事	又 木 広 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田7276番地36
理 事	曾 山 正 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田7587番地1
理 事	松 田 稔	西諸県郡高原町大字蒲牟田2931番地
理 事	村 内 忠 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田3510番地
理 事	田 中 正 道	西諸県郡高原町大字蒲牟田7858番地
監 事	田 中 兼 満	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	久保田 幸 作	西諸県郡高原町大字蒲牟田 178番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田2680番地3
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地2
理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2
理 事	福 元 眞 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1838番地1
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地
監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田2680番地3
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地2
理 事	外 村 長 行	西諸県郡高原町大字蒲牟田2920番地

理 事	福 元 和 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田1529番地
理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地
監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	岩 元 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田7150番地1
理 事	久保田 芳 人	西諸県郡高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	中 村 哲 男	西諸県郡高原町大字西麓1570番地1
理 事	宮 永 芳 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田6538番地
理 事	藤 井 五 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7555番地
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地1
監 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地1

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	曾 山 義 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田7585番地
理 事	久保田 芳 人	西諸県郡高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	福 元 照 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田7229番地
理 事	黒 木 治 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田6562番地2
理 事	中 村 哲 男	西諸県郡高原町大字西麓1570番地1
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地1
監 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、狭野土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地1
理 事	大 迫 恒 作	西諸県郡高原町大字蒲牟田 209番地2
理 事	川 口 修	西諸県郡高原町大字蒲牟田5480番地3
理 事	反 田 吉 巳	西諸県郡高原町大字蒲牟田14番地
理 事	東 三 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田 271番地2
理 事	平 川 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田4007番地3

理 事	栢 木 二 夫	西諸県郡高原町大字蒲牟田5201番地
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	野 田 吉 一	小林市堤2012番地 1

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	西諸県郡高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	反 田 吉 巳	西諸県郡高原町大字蒲牟田14番地
理 事	井 上 芳 光	西諸県郡高原町大字蒲牟田4925番地
理 事	大 迫 恒 作	西諸県郡高原町大字蒲牟田 209番地 2
理 事	杉 田 満 幸	西諸県郡高原町大字蒲牟田5280番地
理 事	加世田 哲 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田5201番地
理 事	久保田 恭 平	西諸県郡高原町大字蒲牟田 288番地
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	年 神 治 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田5604番地 9

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請の

あった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都南土地改良区（都農町）から令和 2 年 4 月 15 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

正 誤

令和 2 年 5 月 18 日付け県公報（第 106号）中

ページ	段 行	誤	正
3	左 7	都城市早鈴町1613番 3 外	都城市早鈴町1612番 2 外

--	--